

質問内容	答弁内容
<p><b>一 明治「粉ミルク」のセシウム問題について</b></p> <p><b>（一）今回の件の経緯について</b> 株式会社明治埼玉工場で製造された粉ミルクから国の暫定基準値は下回っていますが、放射性セシウムが検出されたということについて会社側が公表いたしておりますけれども、道としては本件に関する経緯について、どのようにおさえておられるのかまず伺います。</p> <p><b>（二）道内の流通について</b> この3月14日から20日に製造された製品が道内にはどの程度流通している状況にあると把握されているか伺います。</p> <p><b>（三）道内における店舗での取り扱い状況について</b> 流通している状況は、把握されていない、不明というお答えでありましたが、それでは実際にですね、道内の量販店あるいはドラッグストアなどで、これら店舗で取り扱われている現況についてお尋ねいたします。</p> <p><b>（四）暫定基準値について</b> 暫定規制値のことについてお尋ねいたしますが、粉ミルクに関する暫定規制値というものの特にあるというふうには認識をしていないんですけれども、食品としての区分の中に入ることから暫定規制値を超えていないという判断ということによるのでしょうか。</p>	<p><b>【健康安全局参事】</b> 今回の経緯についてでございますが、乳・乳製品を製造販売する株式会社明治は今月の6日、明治ステップ850g入り缶、生後9ヶ月以降向けとしている製品ですが、これから最大30.8ベクレル/kgの放射性セシウムが検出されたことを公表いたしました。</p> <p>この製品は、埼玉県春日部市の工場で3月14日から20日に製造された製品でありまして、暫定規制値であります200ベクレル/kgを下回っているものの、現在、無償交換をしているところであります。</p> <p>同社は、同工場における製造過程におきまして、噴霧乾燥を行った際に、大気中の放射性セシウムが混入したことが原因としているところであります。</p> <p><b>【健康安全局参事】</b> 道内の流通状況についてでございますが、当該製品の製造施設を管轄します埼玉県に確認したところ、全国で335,248缶が製造、販売されているということでしたが、都道府県別には不明ということでした。</p> <p><b>【健康安全局参事】</b> 道内における店舗での取り扱い状況についてでございますが、当該品につきましては食品中の放射性物質に関する暫定規制値を下回っていることから、食品衛生法上の回収などの行政措置は行っていないところであり、道内の店舗の取り扱い状況につきましては特に把握してございません。</p> <p><b>【健康安全局参事】</b> 暫定規制値についてでございますけれども、今回株式会社明治が製造・販売している粉ミルクにつきましては、現在の暫定規制値の区分でいいますと、乳・乳製品という区分にございまして、ここで放射性セシウムとして200ベクレル/kgというものが、現在は設定されているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(再) 暫定基準値について</b>  この暫定規制値の基準とか区分ですね、これについては、今摂取量のお答えがありましたけれども、年間それを摂取する量としての総量の部分もありますけれども、大人と子ども、それから子どももですね、乳児と幼児とそれからもう少し大きい子どもと違うと思うんですね。実際、薬なんかもですね、15歳以下での区分があつて、更にその下が7、8歳、更にその下、というふうに区分されているというのが実態としてある訳でありますから、本来は放射線の規制値というものも同様の考え方になっていくべく今国でも検討していると聞いている訳でありますけれども、道としてはその辺りについてはどのように状況を把握されていますか。</p>	<p><b>【健康安全局参事】</b>  現在の検討の状況などについてでございますけれども、現在の暫定規制値につきましては、今回の原子力発電所の事故を受けまして、本年の3月17日に暫定規制値ということで設定したものでございまして、委員ご指摘のように、現在の規制値につきましては、放射性セシウムにつきましては、飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉・卵・その他、という食品5分類で、飲料水と牛乳・乳製品については200ベクレル/kg、その他は500ベクレル/kgというふうな基準になってございます。  現在、この食品中の放射性物質の規制値につきまして、内閣府食品安全委員会におきまして、生涯の累積実行線量を100mSvとする見解が示されたことを踏まえ、現在厚生労働省薬事食品衛生審議会においてこれらの見直しが行われているところでございまして、今聞くところによりますと、食品の分類といたしましては、飲料水、牛乳、乳児用食品、その他の一般食品というような分類にするかどうか、また、世代毎の基準設定も検討する必要があるのではないかと、これらに応じてそれぞれ規制値をどのように設定していくのかというふうに、今現在検討していると承知しているところであります。</p>
<p><b>(六) 道内の在庫量について</b>  結局、これまでの規制値とか区分だけでは対応が難しくなっているというか、国民側からするとですね、この規制値そのものについても疑念を抱かれています、不安を持たれているということから、私は見直しの作業が進められているのではないかなと思つている訳であります。先ほど、流通状況については、把握されていないということもありましたけれども、在庫量、道内にどの程度の在庫量があるのか、わかればお知らせをいただきたいと思つています。</p>	<p><b>【健康安全局参事】</b>  道内の在庫量についてでございますけれども、本日、株式会社明治北海道支社に照会したところ、現時点で850g缶、189缶の在庫があると確認しているところであります。</p>
<p><b>(五) 道民からの問い合わせについて</b>  それでは、株式会社明治がこの事実を公表して以降、全国的にもですね、メーカーサイドもそうありますし、販売店に対してもそうありますし、更には、行政側に対しても問い合わせというものがあると考えますが、道に対して、このことについて、公表がなされて以降、今現在までにどのような問い合わせ・相談があつたのかお尋ねいたします。</p>	<p><b>【健康安全局参事】</b>  道民からの問い合わせについてでございますけれども、本日現在で道立保健所には4件の道民からの相談がございました。内訳につきましては、当該品を飲ませたが大丈夫かというものが3件、当該ロット以外の同一製品を飲ませていたが大丈夫かというものが1件ございましたが、健康には影響がないことを説明し、相談者の理解を得たところでございます。</p>
<p><b>(七) 国の対応について</b>  現状で、国としての対応状況について、道として把握されていることがあればお伺いいたします。</p>	<p><b>【健康安全局参事】</b>  国の対応についてでございますけれども、厚生労働省におきましては、当該品については暫定規制値を下回っていることから特段の措置を講じておらず、事業者に対しまして、情報公開等の丁寧な対応を求めているところと聞いてございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>(八) 道の対応について</b>  それでは、メーカー側の対応、それから国としての対応、こうしたことを踏まえて道としてはどのような対応をされていこうとするのか次に伺います。</p> <p><b>(再)</b>  メーカー側ですね、放射性セシウムが検出された原因として、原料には問題がなかった、水からも出ていないと、いわゆる製造過程の中で空気を吹き付けて作った時に、大気中にセシウムがあったのではないかということをおっしゃっていますが、じゃあ原料ですけども、北海道からも行っている可能性はある訳でありますから、当然これは、保健福祉部としては把握をできることではありませんけれども、やはりこうした問題がこれからは出てこないとは限らない訳であります、その時に道内からそうした原料乳製品、原料、加工用ですよ、生乳というのはほとんど出て行きませんから、加工用原料としての乳製品等の流通状況あるいはその流通させているものの安全性の確認とかについてということについては、私はその関係部と連携をして、どのような対応をしているのかについては把握をしておく必要があるのではないかなと思っています。</p> <p>もう一点、今この問題に関してであります、道としてもこれからは相談体制というお話がありましたが、そのためにも少なくともメーカー、あるいは量販店、ドラッグストアなどの対応状況というものはですね、当面の間は、道としても聞き取りなどの把握をされた上で、道民などからの問い合わせがあった場合には、そうした情報も提供していくということが大事だということをおっしゃっています。といいますのも一応メーカー側の方は、3月14日から20日までのものについては、お買いになった方が直接、工場の方に送り返してくださいと、そうすると問題のないものをお送りしますという対応にしているようでもありますけれども、こうした情報が必ずしも買った方に適切に伝わっていくということにはならないと思うんですね。ですから、買ったお店に当然行って、これどうするのかという話にもなる訳でありますから、そうした時に、各販売店、取り扱っている所での対応がまちまちになっているというようなこともまた混乱を招くことになりかねないことにもなる訳でありますから、そうした各販売店での取扱い等について、またメーカー側としての取扱いについての情報、こうしたことについても当面の間、道としても適時適切に情報等の把握に努めていくべきではないかという考えますがいかがでしょうか。</p>	<p><b>【健康安全局長】</b>  道の対応についてでございますが、本製品については、先ほど申し上げたとおり、食品中の放射性物質に関する厚生労働省の暫定規制値を下回っていることから、食品衛生法上の回収等の特段の行政措置はとっていないところでございます。</p> <p>なお、保健所に道民の皆さんからの相談もありましたことから、引き続き道民の皆さんの相談に丁寧に応じるとともに、ホームページなどを通じ、道民の皆様への不安解消に向けて取り組んで参りたいと考えております。</p> <p><b>【健康安全局長】</b>  ご指摘の点についてでございますが、道としては、メーカー及び事業者の対応については、関係部と打合せをいたしまして、連携しながら必要に応じて働きかけるなど適切に対応して参りたいと考えております。</p>